

議案第34号

米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）の施行に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

米原市消防団員等公務災害補償条例（平成17年米原市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の米原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項および別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

米原市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由														
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償および介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態となった場合には、日額<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="141 1329 878 1471"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償および介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態となった場合には、日額<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="934 1329 1671 1471"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	<p>・消防作業従事者等の補償基礎額の引上げを行うことに伴う改正</p>
階級		勤務年数														
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上													
階級	勤務年数															
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上													

	円	円	円
団長および副団 長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200
分団長および副 分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長およ び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

	円	円	円
団長および副団 長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200
分団長および副 分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長およ び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

・非常勤消防団員または非常勤水  
防団員の補償基礎額の引上げを  
行うことに伴う改正

